平成13･05･09貿局第6号
平成１３年５月１６日
貿 易 経 済 協 力 局

「外国為替及び外国貿易法第２５条第１項第１号の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引について」の一部改正について

「外国為替及び外国貿易法第２５条第１項第１号の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引について」（平成４年１２月２１日付け４貿局第４９２号）の一部を下記のように改正し、平成１３年５月１６日から実施する。

ただし、別紙１の９の項（「国際電気通信連合が無線通信用に割り当てた周波数帯域」に係る部分に限る。）の改正規定は、平成１３年５月３０日から実施する。

記

３の（３）のウの文中「、取扱説明書、保守マニュアル等」を削り、「係るもののうち、」の次に「操作、インストール、保守又は修理に」を加える。

３の（４）のカの文中「貨物等省令第７条第３号ロ」を「貨物等省令第７条第３号ロ又はハ」に改める。

３の（５）の文中「その許可を受けた日」の次に「（個別許可を取得して提供する場合は許可日。包括許可を適用して提供する場合はその提供日。）」を加え、「又はその修正に必要な最小限の技術データの提供を行う取引（機能の追加又は向上を目的とするバージョン・アップを除く）」を削る。

別紙１の２の項中

「

実時間で処理	電子計算機によるデータ処理であって、外部事象により刺激されたときに、システムの負荷にかかわりなく、保証された応答時間内で要求レベルのサービスを満足することをいう。

」

を削り、

「

適応制御	加工中に検出される種々の状態からの応答を調整する制御システムをいう。（国際規格ＩＳＯ２８０６－１９８０参照）

」

を削る。

別紙１の８の項中

「

エキスパートシステム	個別にプログラムを蓄積しているデータにルールを適用することによって得られる解を備えたシステムであって、次のいずれかの機能を有するものをいう。 ア　使用者が入力したソースコードの自動修正 イ　自然に近い言語で記述された問題に関する知識の提供 ウ　ア又はイの開発に必要な知識の獲得

」

を削る。

別紙１の９の項中

「

ソースコード	８の「ソースコード」の解釈に同じ。

」

を削り、

「

光交換機能を有するもの	電気信号への変換を行わずに光信号の経路選択又は交換を行うことができるように設計したものをいう。

」

の次に

「

国際電気通信連合が無線通信用に割り当てた周波数帯域	国際電気通信連合無線通信規則（１９９８年版）により１次業務及び２次業務用に割り当てた周波数帯域をいい、付加分配及び代替分配に割り当てた周波数帯域を除く。

」

を加える。

別紙１の１１の項中

「

エキスパートシステム	８の「エキスパートシステム」の解釈に同じ。

」

を

「

エキスパートシステム	個別にプログラムを蓄積しているデータにルールを適用することによって得られる解を備えたシステムであって、次のいずれかの機能を有するものをいう。 ア　使用者が入力したソースコードの自動修正 イ　自然に近い言語で記述された問題に関する知識の提供 ウ　ア又はイの開発に必要な知識の獲得

」

に改める。

別紙２－２の１の（２）のアの（ア）の文中「（１）及び（２）」を「（１）、（２）、（３）及び（５）」に改め、「を取り消す」を「の効力を失う」に改める。

別紙２－２の１の（２）のアの（イ）の文中「（２）及び（３）」を「（２）、（３）、（４）及び（５）」に改め、「を取り消す」を「の効力を失う」に改める。